

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和8年(2026年)4月・5月分)

(1)食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度 ＊	回収理由	回収方法
1	5/1	菓子	CLASS II	食品衛生法違反のおそれ： 商品に異臭・酸味あり	・販売店ホームページ、POPにより周知 ・陳列商品の撤去、返金対応

＊ CLASS I :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III :喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2)食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和8年(2026年)4月及び5月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	食品表示を貼り間違えた	【事業者からの報告内容】店舗で調理したコロッケ2種類の表示を間違えて貼ってしまった。一方はエビを含む商品である。 【状況確認】形状が似ている2種類の商品を同時に調理し、包装・ラベル貼付も同時に行った。ラベル貼付時に商品確認を十分に行っていなかった。 【保健所の指導】アレルギー表示の誤りは重大な事故につながるおそれがあるため、類似商品の同時調理・包装を見直し、製品ごとの作業区分の徹底や包装・表示工程における複数人確認などの再発防止策を講じるよう指導した。
2	アイスクリームにプラスチック片が混入	【利用者からの相談内容】利用した飲食店で提供されたアイスクリームにプラスチック片が入っていた。 【状況確認】商品の蓋と性状が一致。同時期にアイスクリーム容器を落下させていたことが判明。 【保健所の指導】原材料容器の破損による異物混入を防止するため、容器を落下させた際の点検及び取扱い手順を見直すとともに、調理・盛付け工程における異物混入防止対策を徹底するよう指導した。

4～5月は体調異常に関する相談が多く寄せられました

原因が特定されない事例もありますが、食品の取扱いや表示の誤りが健康被害につながるおそれがあります。残暑が厳しい時期ですので、次の事項について改めて点検をお願いします。

- ☐ 従業員の健康管理及び手洗いなどの衛生管理は徹底できていますか。
- ☐ 食品の温度管理や加熱・冷却などの管理基準は守られていますか。
- ☐ 器具及び設備の洗浄・消毒は適切に実施できていますか。
- ☐ アレルゲン管理や食品表示の確認手順は適切ですか。



熊本市保健所食品保健課